

固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関する サブワーキンググループの開催について

2020年12月
事務局

背景・目的

- 「新たな日常」において重要性が高まる固定ブロードバンドサービスの通信品質は、回線事業者・ISPなど複数の事業主体や家庭内の通信環境など様々な要因が影響することもあり、**公正、中立的かつ効率的な品質測定手法が確立されていない**。
- 「ネットワーク中立性に関する研究会 中間報告書」（平成31年4月）においては、十分な情報に基づく消費者の選択を可能にすること等のため、**ブロードバンドサービスの実効速度の測定の必要性**を指摘するとともに、**公正、中立的かつ効率的な計測手法の確立と、消費者に分かりやすい情報提供が重要**であることを提言。[参考1](#)
- また、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 第I期論点整理」（令和2年11月）において、**実効速度を計測する仕組み等の検討する必要性**が指摘された。[参考2](#)
- このため、**利用者におけるサービス内容の理解の向上**を図るとともに、**通信事業者のネットワークへの持続的な設備投資及び競争環境を確保**するため、**固定ブロードバンド品質測定手法の確立に関する検討を実施**。

構成員

（敬称略、五十音順）

柿沼 由佳	公益社団法人全国消費者生活相談員協会 消費者教育研究所／IT研究会 研究員	長 健二郎	インターネットイニシアティブ 技術研究所 所長
上瀬 剛	NTTデータ経営研究所 社会基盤事業本部 社会システムデザインユニット ユニット長/パートナー	平野 晋 （主任）	中央大学 国際情報学部 学部長
実積 寿也	中央大学 総合政策学部 教授		

オブザーバ

一般社団法人 IPoE協議会	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
一般社団法人 テレコムサービス協会	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
一般社団法人 電気通信事業者協会	電気通信サービス向上推進協議会

1. 枠組み・実施体制

1-1 品質測定のための目的、対象

1-2 測定主体

「公正性」、「中立性」、「消費者に分かりやすい情報提供」の確保

2. 測定手法等

2-1 測定項目

速度・ユーザ体感品質

2-2 測定頻度等

頻度、回数、時間帯、平日／休日等の品質差についての考慮

2-3 測定方式

事業者間の公平性、宅内環境や端末の差異の考慮、経済的な実施方法

3. 利用者への情報提供の在り方

【参考1】 ネットワーク中立性に関する研究会における中間報告書（平成31年4月10日）

第5章 主要論点と基本的方向性

第1節 基本的視点

◎ルールを検討するに当たっての基本的視点

(ア) ネットワークの利用の公平性の確保

(イ) ネットワークのコスト負担の公平性の確保

(ウ) 十分な情報に基づく消費者の選択の実現

(エ) 健全な競争環境(支配的事業者によるレイヤーを越えた不当な影響力の行使の防止を含む)の整備を通じた電気通信サービスの
確実かつ安定的な提供の確保

(オ) イノベーションや持続的なネットワーク投資の促進

第3節 ネットワーク中立性確保のための仕組み

<取組の方向性>

(中略)

レイヤー内及びレイヤー間の公平性を担保するとともに、十分な情報に基づく消費者の選択を可能とするためには、電気通信事業者における適切な情報公開が必要不可欠であり、例えば、以下のような情報が公開されることが適当である。

- インターネットアクセスに係る実効速度(モバイル通信の場合、上限データ通信量に達した後の実効速度も含む。)
- ゼロレーティングサービスに係る対象コンテンツに関する条件・料金等(対象コンテンツに係るパケットのカウントの実態等、課金に関する情報も含む。)
- 帯域制御に係る具体的な運用方針や実施状況等の制限の内容

(中略)

なお、ブロードバンドサービスの実効速度の計測・情報公開に関連し、民間団体や国際機関等においても様々な取り組みがなされているが、公正、中立的かつ効率的な計測手法の確立は容易ではない。第2章第2節でMNOに関する実効速度の計測及び提供に関する取り組みを紹介したが、データの収集・公開に際しては、公正、中立的かつ効率的な計測手法の確立と、消費者に分かりやすい情報提供が重要である。

目的

令和2年4月3日に第1回会合を開催し、以降順次開催。

- 本研究会では、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申（令和元年12月17日情報通信審議会）において、ブロードバンド基盤について国民生活に不可欠なサービスの多様化への対応や持続的な提供を確保するため、「制度面を中心に専門的・集中的な検討を進めるための検討体制を設けることが適当である」とされたことを踏まえ、ブロードバンド基盤の在り方等について検討

検討事項

1. 通信分野におけるユニバーサルサービスを検討する上で、どのような点に留意すべきか。
2. ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合、例えば以下のような項目についてどのように考えるか。

✓ブロードバンドの内容（品質水準、料金水準等）

✓提供主体、交付金による補填対象、交付金の負担の在り方。

■ 第Ⅰ期(4月～8月頃)において検討

■ 第Ⅱ期(11月～)において検討

＜第Ⅰ期で示された品質水準に関する考え方＞

確保すべき伝送速度の考え方については、実効速度と名目速度の2通りが存在するが、あらゆる状況下での実効速度を担保することが困難であることを考慮すれば、提供手段の議論を踏まえる必要があるが、**名目速度をベースに考えることが適当**。その場合でも、名目速度との大きな乖離を防止するため、**実効速度をサンプルとして計測する仕組み等を検討することとする**。

構成員

(敬称略、五十音順)

相田 仁 東京大学大学院工学系研究科 教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長

(座長) 大橋 弘 東京大学公共政策大学院 副院長
大学院経済学研究科 教授

岡田 羊祐 一橋大学大学院経済学研究科長 教授

穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

(事務局) 総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課

関口 博正 神奈川大学経営学部 教授

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科 教授

藤井 威生 電気通信大学
先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授

三友 仁志 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科長・教授